

附属書II

注釈

1 この附属書の各締約国の表は、締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動について、第九・十二条（適合しない措置）及び第十・七条（適合しない措置）の規定に従って記載するものである。

- (a) 第九・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）
- (b) 第九・五条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）
- (c) 第九・十条（特定措置の履行要求）
- (d) 第九・十一条（経営幹部及び取締役会）
- (e) 第十・五条（市場アクセス）
- (f) 第十・六条（現地における拠点）

2 各表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であつて、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「CPC」という。）において用いられるCPC番号の下で行われるものを示す。
- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第九・十二条（適合しない措置）2及び第十・七条（適合しない措置）2の規定に従つて、当該留保事項に掲げる分野、小分野又は活動に適用しないものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保を適用する留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、当該留保事項が対象とする分野、小分野又は

活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の「関連する義務」の事項において特定するこの協定の各条の規定は、第九・十二条（適合しない措置）2及び第十・七条（適合しない措置）2の規定に従い、当該留保事項の「概要」の事項に明示されている分野、小分野及び活動については、適用しない。

4 この附属書における二国間又は多数国間の協定に係る最恵国待遇についての留保事項に関し、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の協定の改正から生ずる異なる待遇についての留保の範囲に関する文言の欠如は、当該留保の範囲についての各締約国それぞれの解釈を妨げるものではない。